

第1章 都市計画マスタープランの概要

1 松田町都市計画マスタープラン策定の背景

本町では、平成10年3月に「松田町都市マスタープラン」を策定し、「美しい自然と都市の活力が調和した魅力あるまちづくり」を基本理念に掲げ、各種の都市づくりを推進してきましたが、計画策定以降、人口減少・少子高齢社会の到来、防災意識の高まりや地球環境問題への対応など、本町を取り巻く社会経済情勢は大きな変化を見せており、それに伴って都市計画に求められる役割や位置づけも、従来の成長・拡大型から成熟・集約型への転換が求められています。

前回計画の目標年次が平成27年に設定されていることから、平成28年以降の本町の都市づくりの指針となる計画を策定する必要があります。

本町においては、平成22年3月に都市計画マスタープランの上位計画となる「松田町第5次総合計画」が策定されるとともに、平成28年3月には「まち・ひと・しごと創生法」に基づく「人口ビジョン」及び「松田町総合戦略」が、平成28年11月には県が定める「松田都市計画区域マスタープラン」が策定されたことから、都市づくりに係る上位計画の策定・見直しに対応した都市計画マスタープランの策定が求められています。

こうした背景を踏まえ、本町の現況や将来の見通しを勘案した上で、上位関連計画と一体となった都市計画の方針として、新たな都市計画マスタープランの策定を行うものです。

2 都市計画マスタープランの役割

「都市計画」とは、快適な都市づくりを実現するための計画のことで、都市計画法という法律に基づいて、土地利用や都市施設などに関する一定の計画を定め、それを実現するために様々な規制・誘導や事業の実施を行うものです。

「都市計画マスタープラン」とは、都市計画法第18条の2に基づいて策定される計画であり、市町村自らが定める「市町村の都市計画に関する基本的な方針」として位置づけられています。都市計画マスタープランは、主に次の2つの役割を担っています。

- ① まちづくりを進めるにあたり、居住者や事業者、関係自治体に対して、まちづくりに対する市町村の基本的な考え方や姿勢、目指すべきまちの将来像を明らかにし、まちづくりに対する理解・協力を促します。
- ② 用途地域をはじめとする地域地区や地区計画、道路、公園、下水道等の都市施設、土地区画整理事業、市街地再開発事業など、市町村が定める都市計画を決定・変更する上での根拠・指針となる計画です。

3 計画の対象区域・期間・構成

(1) 対象区域

都市計画マスタープランの対象区域は、基本的には都市計画区域内となりますが、本町の町域面積の半数以上を占める寄地区が都市計画区域外となっています。本計画の策定にあたっては、寄地区を含めた町全体での視点が求められることから、都市計画区域外も含めた町全域を対象区域とします。

(2) 計画期間

都市計画マスタープランは、概ね 20 年後の都市の姿を見据えて、都市計画を長期的・継続的に先導する役割を有しています。

そのため、本計画の計画期間は 平成 29 年度 (2017 年度) を初年度として平成 48 年度 (2036 年度) を目標年次とする 20 年間とします。

ただし、まちづくりを取り巻く状況の変化や、関係法令の見直しなども予想されることから、必要に応じて見直しや計画内容の充実を適宜図っていくものとしします。

(3) 計画の構成

都市計画マスタープランは、本町の現況や都市づくりの主要課題、上位関連計画との整合や町民意向などを踏まえた上で、大きく分けて次の 4 つの方針で構成します。

① 都市の将来像

計画の骨格となるまちづくりの基本理念や将来都市構造、将来フレームなどを示します。

② 全体構想

土地利用、都市施設（交通体系、公園緑地、その他都市施設）、都市環境（都市景観、都市防災、駅前環境整備）など、都市づくりに関わる分野ごとに、町全体を対象とした基本方針を示します。

③ 地域別構想

社会的・地理的条件などを踏まえながら、町域を複数の地域に区分し、全体構想で示した都市づくりの方針を踏まえながら、各地域の状況や特性に応じた将来像や分野ごとの基本方針を示します。

④ 都市づくりの実現に向けて

これまでに掲げた各方針の実現に向けて、都市計画としてどのように取り組んでいくべきか、具体的な都市計画手法や都市づくりにおける協働のあり方を示します。

4 計画の策定体制

松田町都市計画マスタープランの策定は、「庁内検討会議」及び「松田町都市計画審議会」の2つの組織での検討を基本として進められます。

なお、本計画の策定にあたっては、全戸を対象とした「松田町まちづくりアンケート」の実施や、計画案に対するパブリックコメントにより、町民意向の把握・分析・反映を行うものです。

庁内検討会議

関係各課の職員によって構成され、事務局（まちづくり課）が提示する事務局案や計画素案について、各課での調整を図り、庁内の原案をとりまとめるための会議となります。

松田町都市計画審議会

松田町都市計画審議会条例（平成12年3月22日条例第3号）に基づき設置する審議会で、各分野の学識者等に都市計画マスタープランの内容についてご審議いただきます。

《都市計画マスタープラン改定体制》

